

(高齢者・障害のある人)

バス優待乗車証等を郵送でお届けします

■ 郵送先 住民登録されている住所のみ

■ 対象・手続き等

○ 前年度に券の交付を受けている人 (障害のある人は、引き続き交付の対象者となる人)

前年度と同じ券を郵送 ※手続き不要。

※届いたものと異なる種類のを希望する人は、高齢者福祉課、社会福祉課、因島総合支所因島福祉課、向島・瀬戸田・百島・浦崎支所、向東連絡所、御調保健福祉センターで交換します。

○ 今年度75歳になる人

バス優待乗車証等のご案内と回答ハガキをお送りしています。

4月19日(金)までに回答ハガキで
 回答した人 ※手続き不要。
 回答しなかった人 ※窓口での手続きが必要。

○ 前年度に券の交付を受けていない人 ※窓口での手続きが必要。

新たに交付を希望する人は、高齢者福祉課、社会福祉課、因島総合支所因島福祉課、向島・瀬戸田・百島・浦崎支所、向東連絡所、御調保健福祉センターで交付します。

	高齢者	障害のある人
対象	今年度75歳以上になる人 (昭和25年4月1日以前に生まれた人)	○身体障害者手帳の第1種か1級の手帳をお持ちの人 ○療育手帳をお持ちの人 ○精神障害者保健福祉手帳か、自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの人 ※手帳等によって交付できる券が違います。
発行時期	5月下旬予定	5月下旬予定
交付期間	6月上旬～令和7年3月31日(月) 9:00～16:30 (土・日・祝日を除く) ※券の交換も上記の期間で実施します。	平日の9:00～16:30(年間通して随時)
※1、2のいずれか一つ。 交付するもの	①おのみちバス優待乗車証(有効期限は2年間) ※乗車証を他の券に交換を希望する人は、6月3日(月)～6月28日(金)までの期間のみ交換ができます。必ずお持ちの優待乗車証を返納して、交付を受けてください。 ②○公営渡船乗船券(因島重井町細島地区の人) ○バス・船舶共通利用券 ○タクシー利用助成券 ○入浴・あんま等助成券 } このうち2種類の組み合わせも可能。 ※それぞれの有効期間は1年間。	○おのみちバス優待乗車証 ○バス共通券 ○船共通券 ○福祉タクシーチケット(因島各町・御調町の人) ○公営渡船乗船券(因島重井町細島地区の人) ○入浴料助成券 ○あんま・はりきゅう等施術料助成券 ※それぞれの有効期間は1年間。
※窓口で手続きが必要な人。 持参物	○本人確認できるもの(健康保険証等) ○印鑑(スタンプ印不可) ※交換希望の人は、お届けした未使用の券。	○身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証(精神通院) ※交換希望の人は、お届けした未使用の券。(おのみちバス優待乗車証は6月28日(金)まで) ※高齢者福祉課が交付する券への交換は6月3日(月)以降となります。
問い合わせ	高齢者福祉課 (☎0848-38-9137) 因島総合支所因島福祉課 (☎0845-26-6209) 御調保健福祉センター (☎0848-76-2235) 向島支所しまおこし課 (☎0848-44-0111) 瀬戸田支所住民福祉課 (☎0845-27-2209)	社会福祉課 (☎0848-38-9125) 因島総合支所因島福祉課 (☎0845-26-6209) 御調保健福祉センター (☎0848-76-2235) 向島支所しまおこし課 (☎0848-44-0111) 瀬戸田支所住民福祉課 (☎0845-27-2209)



ご注意ください

- 交付された券は、本人以外は使用できません。他人に譲渡・使用させるなどの不正があったときは、回収します。
- 高齢者かつ障害のある人には、どちらか一方の券しか交付できません。